

農地転用許可申請(4条・5条)の必要書類及び添付書類一覧表

必要書類	備考
1. 農地法第4条・第5条による許可申請書	
2. 土地登記簿謄本(全部事項証明書)	6ヶ月以内のもの(令和8年3月2日より省略可能)
3. 住民票抄本	申請者の住所移転等により登記簿の表示と相違する場合にのみ必要(戸籍の附表は不可)
4. 位置図	転用計画地の位置及び付近の状況を表示する図面で、縮尺、方位を明示したもの(縮尺は5,000分の1ないし2,500分の1程度)(住宅地図の写し可)
5. 現況写真	申請地を表示
6. 公図写し	転用計画地及び隣接地を表示した公図の写し
7. 農地転用図	転用計画地に建物・工作物・その他施設の面積、配置及び種類規模等を表示した図面(様式第29号)
8. 転用計画補足説明書	申請農地面積が1,000㎡以上(植林を除く。)の場合のみとする(様式第28号)
9. 建築平面図	転用計画地に建築する建物平面図(縮尺500分の1ないし2,000分の1程度)
10. 土地造成計画図	土留め、付替水路等の工事内容を示す図面及び転用に伴い土砂の流出、堆積、崩壊等の恐れがある土地造成を計画している場合は、土地造成計画図
11. 資金証明書	残高証明書、融資証明書等
12. 土地改良区の意見書	申請農地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
13. 取排水の同意書	取水又は排水について水利権者、漁業権者、生産組合長、その他関係権利者等の同意を要する場合はその同意書
14. 法人関係書類	法人にあっては定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
15. 一時転用賃貸借契約	転用に係る事業又は施設の利用期間が一時的な賃借権の設定(一時転用)であるときは、賃貸借契約書(原状回復の時期、方法、施行者、費用の負担等を明確にしたもの)の写し
16. 委任状	代理人が申請する場合
17. その他参考資料	その他参考となる資料

※注意事項※

- 受付締切日…毎月10日が締め切りです。  
(10日が休日の場合は、その前の開庁日が締切日になります)
- 提出部数…申請書は2部、添付書類は2部ずつ(1部コピーで可)提出してください。
- 行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。(他の法律で定めがある場合を除く。)